

廃棄まで保存

エアコンディショナー 簡易点検記録表

(フロン排出規制法に関わる第一種特定製品の簡易点検の検査を行う事項)

※第一種特定製品の自動車用エアコンディショナー(自動車リサイクル法の対象の製品を除く)を装着していること。

本体 メーカー名	管理 No.	見本		管理者の住所 氏名又は名称 管理従事者氏名	フロン排出抑制法に関わる第一種特定製品						
型式	製造 番号			種類				冷媒 番号 R	出荷時 封入量 kg		
簡易点検 実施場所				(非売品 在庫管理対象外)							
簡易点検 実施日	年 月 日	簡易点検 実施者名									
簡易点検実施会社 住所・名称											
区分	No.	簡易点検箇所	簡易点検内容	簡易点検方法	簡易点検結果		補修 内容				
					良	不良					
車外	1	コンプレッサー	ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、異常振動、異音、油のにじみ、取付	目視 聴診 触診							
	2	コンデンサ	汚れ、損傷、腐食、錆び、油のにじみ、取付	目視							
	3	ファン	ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、異常振動、異音、油圧・電動、取付	目視 聴診 触診							
	4	レシーバー、配管類	サイトグラス汚れ、作動、損傷、腐食、錆び、油のにじみ、取付	目視							
車内	5	エバポレーター	作動、異常振動、異音、取付	目視 聴診							
所有者への 要請等	次回簡易点検年月 年 月										
簡易点検結果内容欄											
照合No.	補修箇所及び不具合状況		補修年月日	補修実施内容							
備考	1.点検の結果、異常のないものは、点検結果欄の良に、又異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2.点検の結果が異常なものについては、点検内容、点検方法欄の該当項目を○で囲む。 3.点検の結果、フロン類に補修が必要な場合は、点検結果内容欄に記載し専門点検をおこなう。 4.簡易点検は3か月に一回以上点検する。 5.点検表は、当該管理第一種特定製品を廃棄するまで、保存する。						記 号	調整	締付	清掃	該 当 なし
								A	T	C	